**平成２６年（フ）第２８４８号**
大阪市北区長柄東２丁目１番24―1020号
破産者　上田　弘美
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２９６４号**
大阪市住吉区帝塚山西４丁目12番24号　メゾン帝塚山302号
破産者　英進ゼミナールこと　山田　輝行
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２９７４号**
大阪市平野区長吉六反４丁目３番53号
破産者　力興業こと　中原　正秀
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１２３０号**
堺市中区土師町４丁５番１―504号
破産者　見掛　克司
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１２５１号**
大阪府富田林市寿町３丁目６番22―304号、開始決定時の住所大阪府富田林市清水町１番13号403
破産者　榎本　安宏
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第６１号**
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番312―201号、開始決定時の住所大阪府大阪狭山市茱萸木３丁目210番地の３
破産者　山本　雅司
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第２８８号**
堺市中区福田872番地６
破産者　末藤　正明
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第５９４号**
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番136―107号
破産者　井出　泰生
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第５９６号**
堺市北区百舌鳥梅北町４丁149番地１　フラワーコート梅北101号、前住所堺市北区百舌鳥梅町１丁５番地17
破産者　由里　安一
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第４８９号**
神戸市灘区徳井町５丁目４番９号103
破産者　藤原　勝美
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２２３号**
奈良市芝辻町４丁目９番地の７　プランヴェール奈良新大宮404号
破産者　井上　俊治
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第９６号**
福岡県うきは市浮羽町三春1978番地　ケアビレッジ三春、開始決定時の住民票上の住所福岡県朝倉市杷木志波191番地１
破産者　江副　　毅
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２６年（フ）第１６９号**
青森市勝田２丁目８番22号
破産者　山脇　正志
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第５８号**
栃木県小山市乙女３丁目30番22号
破産者　金井　八郎
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２５年（フ）第２２８号**
神奈川県横須賀市岩戸１丁目８番10号イラブルロード204
破産者　余田　　昭
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２５年（フ）第２２９号**
神奈川県横須賀市荻野９番12号
破産者　大和　克子（旧姓余田）
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２４年（フ）第２８号**
新潟県長岡市宮内８丁目２番20号
破産者　田中　和雄
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２５年（フ）第４４３号**
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴791番地２、破産開始時の住所静岡県熱海市相の原町19番10号
破産者　望月　康志
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係